

あなたの家、応募しませんか

第15回 長崎県 木造住宅コンクール作品募集

新築部門 第14回最優秀賞



第14回優秀賞



第14回特別賞



リフォーム部門 (総合・部分)

第14回最優秀賞



第14回優秀賞



第14回優秀賞



※第15回では、部分リフォーム部門に、マンションなどのリフォームを追加しました。

「木の良さを活かした長崎の住宅」
応募期間：8/17(月)～10/30(金) 必着

問い合わせ 長崎県土木部住宅課「まちづくり班」 Tel.095-894-3104

[住まいの玉手箱](#) [検索](#) 第14回作品集を [nagasaki ebooks](#) でご覧になれます。→ 

主催：長崎県 共催：国土交通省

新築部門・リフォーム部門(総合・部分)

今回は、「部分リフォーム部門」に、戸建て住宅のほか、木の良さを活かすなど自然素材を使用し、人に自慢したくなるようなアイデアにあふれた「マンションなどのリフォーム」を追加しました。

第15回 長崎県木造住宅コンクール募集案内

課 題「木の良さを活かした長崎の住宅」

1. 趣 旨

多くの消費者がゆとりと潤いのある生活に大きな関心を持っており、住まい手のあらゆるニーズやライフスタイルに対応した快適で魅力ある住宅づくりが課題となっています。

毎年数多くの住宅が建設されていますが、わが国の風土に育まれた木造住宅への愛着は根強いものがあり、長崎県でも大部分の住宅は木造で建てられています。

再生可能な資源である木材を利用することは、人に優しいだけでなく環境への負荷が低減でき、循環型社会の形成にも繋がります。

そこで県は、「木の良さを活かした長崎の住宅」と題し、長崎の気候・風土に適応し、住まい手のライフスタイルを満足することはもちろんのこと、木の良さを活かすための知恵や技術が盛り込まれた木造住宅の新築及びリフォームを県内に広く募集します。

また、今回は、「部分リフォーム部門」に、戸建て住宅のほか、木の良さを活かすなど自然素材を使用し、人に自慢したくなるようなアイデアにあふれた「マンションなどのリフォーム」を追加しました。

2. 対象となる住宅

| | 新築部門 | 総合リフォーム部門 | 部分リフォーム部門 |
|---------|-----------------------------|----------------|--------------------|
| 構 造 | 木造 ※1 | 同左 | 問わない |
| 工 事 種 別 | 新築 | 増築、改修、模様替え、修繕等 | 部分的な改修、模様替え、修繕等 ※2 |
| 用 途 | 戸建て専用住宅 | 同左 | 戸建て専用住宅又は共同住宅等 |
| 規 模 | 延べ床面積280㎡以下 | 同左 | 問わない |
| 建 設 地 | 長崎県内 | 同左 | 同左 |
| 工 事 時 期 | 平成25年10月31日～ 平成27年10月30日 | 同左 | 同左 |

※1 延べ床面積の過半が木造であるものに限る。

※2 部分的な改修、模様替え、修繕等とは、戸建て専用住宅又は共同住宅等の住戸内において、木の良さを活かすなど自然素材を使用し工夫を凝らした改修、模様替え、修繕等を対象とします。
(マンションの専有部分を含みます。)

注1 他の公的機関で実施された同種のコンクール等に入選されたものは、除きます。

注2 専用住宅を対象とし、別荘など二次的なものは対象外とします。

注3 建築基準法等関係法令の各種規定を遵守しているものを対象とします。

3. 応募資格者及び応募点数

(1) 応募者は、建築主、設計者又は施工者いずれか1名とします。ただし、設計者又は施工者が応募する場合は、必ず建築主の同意を得てください。【1次審査(書類審査)で選ばれた作品は、2次審査(現地審査)を実施しますので、必ず現地立ち入りの同意を得てください。】

(2) 応募数についての制限はありません。

4. 応募の手続き

(1) 応募書類について

記入要領を参考にして、次の図書を提出してください。

| 応募書類 |
|-------------------------------|
| 申込書(様式1) |
| 住宅の概要(様式2) ※1 |
| 配置図(様式3) リフォームの場合は添付自由 |
| 各階平面図(様式4) |
| 住宅の写真(様式5) 外部3面、内部3～4面[日中に限る] |

※1 リフォームの場合、アピールしたい点、工夫した点、リフォームにより、どのように良くなったか等を記入してください。

注 上記の内容を書き込んだ電子データ(CD-R)も併せてご提出ください。

写真については、JPEG形式としてください。

(2) 提出期間 平成27年8月17日～平成27年10月30日 ※提出期限厳守

※郵送の場合は、当日の消印があるものに限りに有効とします。

(3) 提出先

長崎県土木部住宅課「まちづくり班」 〒850-8570 長崎市江戸町2番13号
(TEL 095-894-3104/FAX 095-894-3464)

(4) 応募方法

郵送又は持ち込みとします。また、複数応募する場合は、1件ごとに別包装で提出してください。

5. 審査

(1) 審査委員会

審査委員 ●宮原 和明 [長崎県ゆとりある住まいづくり推進協議会会長]
●荒木 由美 [長崎県住宅リフォーム推進協議会幹事長]
●池上 一則 [大工池上算規 代表]
●佐藤 義高 [長崎県農林部林政課長]
●亀山 茂 [長崎県土木部住宅課長]

(2) 審査の方法

①1次審査:上記委員で構成する審査委員会がすべての作品について書類審査し、入賞候補作品を決定します。

②2次審査:入賞候補作品については、審査委員が現地にて応募者や建築主からヒアリング等を行ったうえで、入賞作品を決定します。

※その他、審査に関して必要な事項については、審査委員会で決定します。

(3) 審査結果

①1次審査終了後に結果を応募者に文書で通知します。

※入賞候補作品に選ばれた方には、2次審査(現地審査)の通知をします。

②最終審査結果については、入賞作品の応募者に文書で通知するとともに、入賞作品は表彰を行います。

6. 表彰

(1) 賞

| | 新築部門 | 総合リフォーム部門 | 部分リフォーム部門 |
|------|------|-----------|-----------|
| 最優秀賞 | 1点 | 1点 | 1点 |
| 優秀賞 | 2点 | 2点 | 2点 |
| 入賞 | 6点 | 3点 | 3点 |

※応募者(建築主、設計者又は施工者のいずれか1名)に賞状を贈呈します。

また、建築主のみ記念品を贈呈します。

(2) 表彰式

長崎市内の会場で表彰式を行います。(平成28年3月予定)

表彰式では、作品パネルの展示、賞状の授与等を行います。

7. 作品集

入選作品は、「作品集」としてまとめ、県住宅課ホームページ上に公開し、普及啓発に活用します。

応募者全員に、作品集を贈呈します。

8. 応募作品の取り扱い

(1) 図書の返却

応募図書は、返却いたしません。

(2) 著作権

応募図書及び応募に使用された写真は、木造住宅コンクール作品集に掲載のほか、県が発行する広報誌等に掲載させていただく場合がありますので、その使用及び無償使用について、承諾のうえご応募下さい。

なお、応募写真の撮影者の記名等が必要な場合には必ずその旨をご記入下さい。

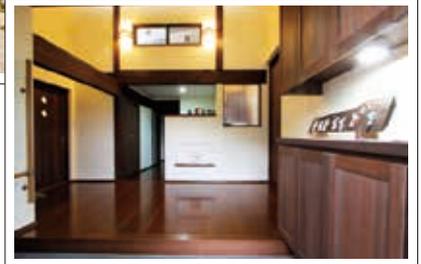
(3) 個人情報

応募により取得した個人情報は、このコンクールのみを使用します。

なお、入賞作品を作品集等に掲載する場合は、設計者、施工者は記載いたしますが、建築主の個人名は記載いたしません。

総合リフォームの事例

リフォームにあわせて耐震改修工事も行いました。



部分リフォームの事例

キッチン編

開放的なLDKにしました。



トイレ編

トイレを広げ、カウンターを設け明るく、バリアフリーにも対応したトイレにしました。



是非、あなたの家を応募してください。

【問い合わせ先】

長崎県土木部住宅課 「まちづくり班」

長崎市江戸町2-13 TEL 095-894-3104 FAX 095-894-3464

<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~sumai/>